

青梅市特別職報酬等審議会条例

〔昭和42年4月1日〕
〔条例第10号〕

改正 平成27年3月27日 条例第5号

（設置）

第1条 議会の議員の議員報酬の額ならびに市長、副市長および教育長の給料および退職手当の額ならびに議会の政務活動費の額（以下「特別職報酬等の額」という。）について審議するため、市長の付属機関として、青梅市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）をおく。

（所掌事項等）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、特別職報酬等の額について審議する。

2 市長は、特別職報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該特別職報酬等の額について、審議会の意見をきくものとする。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人をもつて組織し、その委員は、青梅市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長および会長職務代理者）

第5条 審議会に会長をおく。会長は、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、市長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(諮問事項の答申)

第7条 諮問にかかる事項については、会長は、文書をもって答申しなければならない。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、給与担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

付 則 (平成27年3月27日条例第5号)

(施行期日)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例

〔昭和31年9月29日
条例第15号〕

改正 令和元年12月24日 条例第19号

(通則)

第1条 市議会議員の議員報酬、費用弁償および期末手当は、この条例の定めるところによる。

(議員報酬)

第2条 市議会議員の議員報酬は、別表のとおりとする。

第3条 市議会議長および副議長（以下「議長、副議長」という。）にはその選挙された日から、市議会議員（以下「議員」という。）にはその職についた日からそれぞれ議員報酬を支給する。

第4条 議長、副議長および議員が任期満了、辞職、失職、除名または市議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を支給する。

2 議員が議長または副議長に選挙されたときは、その選挙された日の前日までの議員報酬を支給する。

3 議長、副議長および議員が死亡したときは、その当月分までの議員報酬を支給する。

第4条の2 第3条または前条第1項もしくは第2項の規定により議員報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、または月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

(費用弁償)

第5条 議長、副議長および議員が職務のため出張したときは、順路によりその費用を弁償する。

2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料の7種とし、その額は市長相当額とする。

第6条 費用弁償の支給方法は青梅市職員の旅費に関する条例の例による。

(期末手当)

第7条 議長、副議長および議員で、6月1日および12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において市長が定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1か月以内に退職（任期満了、辞職、失職、除名、死亡または市議会の解散によりその職を離れることをいう。以下同じ。）した者についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職した者にあつては、退職した日現在）における議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加えた額に、6月に支給する場合においては100分の232.5、12月に支給する場合においては100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6か月	100分の100
3か月以上6か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則（平成26年12月1日条例第28号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月1日条例第3号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の規定にもとづいて平成27年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払

われた期末手当は、第1条による改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則（平成28年12月9日条例第40号）

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の規定は、平成28年12月1日から適用する。

付 則（平成30年2月1日条例第3号）

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の規定にもとづいて平成29年12月1日から第1条の規定の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、第1条による改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則（平成31年1月4日条例第5号）

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の規定にもとづいて平成30年12月1日から第1条の規定の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、第1条による改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則（令和元年12月24日条例第19号）

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は交付の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の規定にもとづいて令和元年12月1日から第1条の規定の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、第1条による改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

別表 (第2条関係)

区 分	議員報酬の月額
議 長	625,000円
副 議 長	560,000円
議 員	530,000円

参考

別表 青梅市職員の旅費に関する条例

区分	車賃 (1kmにつき)			宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
		宿泊を 伴わない出張	宿泊を 伴う出張		
市長、副市長	37円	1,500円	2,000円	15,000円	2,000円

※ 市議会議員については市長相当額

青梅市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

〔平成28年9月15日〕
条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、議員の職責および青梅市議会（以下「市議会」という。）への住民の信頼の確保に鑑み、青梅市議会議員（以下「議員」という。）が長期にわたって議会活動をしなない場合における当該議員の議員報酬および期末手当の支給について、青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第15号）の特例を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 会議等 次に掲げるものをいう。

ア 招集議会、定例議会および臨時議会

イ 常任委員会、議会運営委員会および特別委員会

ウ 全員協議会および予算決算委員会理事会

(2) 議会活動 市議会の会議等に出席することをいう。

(3) 公務上の災害等 青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第37号）にもとづき認定された公務上の災害および通勤による災害をいう。

(議員報酬の減額)

第3条 議員が長期にわたって議会活動をしなない場合の議員報酬の額は、当該議員が受けるべき議員報酬の額に、次表に掲げる議会活動をしなない期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

議会活動をしなない期間	割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の80
180日を超え365日以下であるとき	100分の70
365日を超えるとき	100分の50

2 前項に規定する議会活動をしなない期間は、市議会の会議等を欠席した日から起算する。

3 第1項の規定は、議会活動をしなない期間が90日、180日、または365日を超えた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降、市議会の会議等に出席した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）まで適用する。

（期末手当の減額）

第4条 6月1日および12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）のそれぞれの前6か月以内の期間において、前条の規定により議員報酬を減額された月がある場合の期末手当の額は、当該議員が受けるべき期末手当の額に前条第1項の表に掲げる議会活動をしなない期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

2 基準日の前6か月以内の期間において、議員報酬の減額の割合が異なる場合は、最も長い議会活動をしなない期間の区分に応じた割合を適用する。

（適用除外）

第5条 議会活動をしなない期間が次の各号に掲げる事由により生じた場合には、前2条の規定は適用しない。

(1) 公務上の災害等

(2) 議会活動を長期にわたってしなないことがやむを得ないと議長が認める事由

（前任期における議会活動をしなない期間等）

第6条 この条例の規定により議員報酬を減額されていた議員が再び議員の資格を得た場合には、前任期における議会活動をしなない期間および議員報酬の減額は、現任期における議員報酬および期末手当にその効力を及ぼさないものとする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以降に行われる会議等に欠席し、長期にわたって議会活動をしなない議員の議員報酬および期末手当について適用する。

調査等に出頭した者および公聴会に参加した者の 実費弁償に関する条例

〔昭和26年6月29日〕
〔条例第35号〕

改正 平成28年12月26日 条例第43号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項および農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第4項の規定による実費弁償ならびに青梅市公平委員会等の求めに応じて出頭または公聴会に参加した者に対する実費弁償については、この条例の定めるところによる。

(実費弁償の範囲)

第2条 実費弁償は、次の各号に掲げる者に対して行う。

- (1) 法第74条の3第3項の規定により、青梅市選挙管理委員会の求めに応じて出頭した者
- (2) 法第100条第1項後段の規定により、青梅市議会が行う調査のため出頭した者
- (3) 法第199条第8項の規定により、青梅市監査委員が行う監査のため出頭した者
- (4) 法第115条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会に参加した者または法第115条の2第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した者
- (5) 公職選挙法第212条第1項の規定により、青梅市選挙管理委員会の求めに応じて出頭した者
- (6) 農業委員会等に関する法律第35条第1項の規定により、青梅市農業委員会の求めに応じて出頭した者
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第433条第7項の規定により、青梅市固定資産評価審査委員会の求めに応じて出頭した者
- (8) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条の規定により、公聴会に

参加した者

- (9) 青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第37号）第29条の規定により、実施機関または青梅市議会議員等公務災害補償等審査会の求めに応じて出頭した者
- (10) 青梅市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年条例第22号）第4条の規定により、青梅市教育委員会の求めに応じて出頭した者
- (11) 青梅市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）第26条の規定により、審査のため出頭した者
- (12) 青梅市予防接種健康被害調査委員会条例（昭和56年条例第16号）第6条の規定により、青梅市予防接種健康被害調査委員会の求めに応じて出頭した者
- (13) 前各号に掲げるもののほか、法令または条例の規定により市の機関の求めに応じて出頭した者

（旅費の支給）

第3条 前条各号の規定により出頭または参加した者に対しては旅費を支給する。ただし、市から給料を受ける者には支給しない。

2 旅費は鉄道賃、車賃および日当としその額は別表の定めるところによる。

（旅費以外の費用弁償）

第4条 前条に定めるもののほか必要な経費はその実費を弁償する。

（この条例の施行に関し必要な事項）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

付 則（平成28年12月26日条例第43号）

この条例は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる青梅市農業委員会委員の任期満了の日（選挙による青梅市農業委員会委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

鉄 道 賃	車 賃	日 当
実 費	実 費	5, 0 0 0 円

青梅市議会政務活動費の交付に関する条例

〔平成13年3月23日〕
条例第9号

改正 令和元年10月3日 条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定にもとづき、青梅市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議員に対して交付する。

(交付額および交付の方法)

第3条 政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）に在職する議員に対し、月額3万円を半期ごとに交付する。

2 政務活動費は、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、一半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 一半期の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名もしくは死亡または議会の解散により議員でなくなった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費は、交付月の20日に交付する。ただし、その日が青梅市の休日を定める条例（平成元年条例第26号）第1条第1項に規定する休日に当たる場合は、その翌日とする。

(議員でなくなった場合の政務活動費の返還)

第4条 政務活動費の交付を受けた議員が、一半期の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以後の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

- 第5条** 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題および市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。
- 2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(収支報告書および証拠書類の提出)

- 第6条** 政務活動費の交付を受けた議員は、様式第1号の1および様式第1号の2により、政務活動費にかかる収入および支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。
- 2 収支報告書には、当該支出にかかる領収書等の証拠書類の原本（以下「証拠書類」という。）を添付しなければならない。
- 3 収支報告書および証拠書類は、前年度の交付にかかる政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。
- 4 政務活動費の交付を受けた議員が、議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から30日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

- 第7条** 政務活動費の交付を受けた議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、その年度において第5条に定める経費の範囲にもとづいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額を返還しなければならない。

(収支報告書および証拠書類の保存ならびに閲覧)

- 第8条** 議長は、第6条第1項および第2項の規定により提出された収支報告書および証拠書類を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 2 議長は、前項の収支報告書および証拠書類の写しを公表するものとする。

(透明性の確保)

- 第9条** 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運営を期するとともに、使途の透明性

の確保に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

付 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年6月28日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。(後略)

付 則 (平成19年3月30日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の青梅市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、施行日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

付 則 (平成20年9月10日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成24年3月7日条例第6号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年2月28日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する日(平成25年3月1日)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の青梅市政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行日前にこの条例による改正前の青梅市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

(青梅市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

3 青梅市特別職報酬等審議会条例（昭和42年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

付 則（令和元年10月3日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係） 政務活動費使途基準

項 目	内 容
調査研究費	議員が行う市の事務および地方行財政等に関する調査研究（先進地調査および現地調査に要する経費を含む。）ならびに調査委託に関する経費
研修費	議員が行う研修会等を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会等の参加に要する経費
広報費	議員が行う活動および市政について、住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う活動で、住民からの市政および議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等に要する経費
要請・陳情活動費	議員が行う要請、陳情活動に必要な経費
会議費	議員が行う各種会議を開催するために必要な経費、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

様式第1号の1（第6条関係）

政務活動費収支報告

年 月 日

青梅市議会議長

殿

青梅市議会議員

⑩

年度政務活動費収支報告について

青梅市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項にもとづき、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

様式第1号の2 (第6条関係)

政務活動費収支報告書

年度政務活動費収支報告書

青梅市議会議員 _____

1 収 入

政務活動費 _____ 円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 額 _____ 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

青梅市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

〔平成13年3月23日〕
規則第11号

改正 平成25年2月28日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、青梅市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第9号。以下「条例」という。）にもとづき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長（議長および副議長ともに事故あるとき、または欠けているときは議会事務局長。以下第4条において同じ。）を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該議員に政務活動費交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 議員は、政務活動費の交付日の10日前までに、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付請求書（様式第3号）を提出するものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第5条 議長は、条例第6条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理保管し、会計帳簿および領収書等の証拠書類の写しを当該政務活動費にかかる収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

付 則（平成25年2月28日規則第2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、青梅市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成25年条例第6号。以下「改正条例」という。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の青梅市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、改正条例による改正後の青梅市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付される政務活動費から適用し、改正条例による改正前の青梅市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

様式第1号（第2条関係）

政務活動費交付申請書

年 月 日

青梅市長

殿

（青梅市議会 経由）

青梅市議会議員

⑩

政務活動費交付申請書

青梅市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額（ 年度分） 円

経 由 者 印	年 月 日

政務活動費交付決定通知書

文 書 番 号
年 月 日

殿

青梅市長 印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、青梅市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

記

1 年度政務活動費交付決定額（年額） 円

政務活動費交付請求書

年 月 日

青梅市長

殿

（青梅市議会 経由）

青梅市議会議員

⑩

政務活動費交付請求書

青梅市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 金

円

ただし、 年 月分から 年月分

経 由 者 印	年 月 日